

第 5 8 号議案

財産の無償譲渡について

下記の土地を無償譲渡することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 9 月 2 日提出

亀岡市長 桂川孝裕

記

1 無償譲渡しようとする財産

所在地	地目	面積
亀岡市曾我部町法貴森山 2 3 番	墓地	2, 1 0 9 m ²

2 無償譲渡しようとする相手方

主たる事務所 亀岡市曾我部町法貴茶屋下又 2 0 番地 1
名 称 曾我部町法貴区
代 表 者 上 嶋 章 宏

財産の無償譲渡について

1 無償譲渡しようとする財産

所在地	地目	面積
亀岡市曾我部町法貴森山23番	墓地	2,109㎡

2 無償譲渡しようとする相手方

主たる事務所 亀岡市曾我部町法貴茶屋下又20番地1
名称 曾我部町法貴区
代表者 上嶋章宏